

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止等に向けた 基本方針

令和8年10月

求職者等に対するセクシュアルハラスメントは、求職活動等において行われる求職者等の意に反する職員による性的な言動により、求職者等の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、求職活動等の環境を悪化させるものです。こうした問題を放置すれば、求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる場合があります、また、求職者の健康状態の悪化につながる場合があることから、求職者等に対するセクシュアルハラスメントはあってはなりません。

このことから、本市としては、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のため、次の基本方針のもと、求職活動等がしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

1 基本方針等の周知・啓発

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止等に向けた基本方針等を職員に周知するとともに、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する理解や関心を深める研修を実施し、職員としてふさわしい言動に努めることや、セクシュアルハラスメントが及ぼす影響等について職員の認識を深めます。

2 利用しやすい相談体制の整備

相談窓口などの相談体制を求職者等に周知するほか、外部の相談窓口に関する情報提供を行うなど、セクシュアルハラスメントに対する相談体制の充実を図ります。

3 迅速かつ適切な対応

事案が発生した場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害者の支援、配慮に努めるとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントが認められたときは、懲戒処分その他により厳正に対処します。

また、定期的な研修の実施や求職者等に対するセクシュアルハラスメントへの対応方法等の見直しなどの再発防止に向けた対応策を講じます。